

週休2日工事について

令和7年2月
会津若松市総務部契約検査課



建設産業においては、就業者の高齢化が進行し、若年入職者の確保・育成が喫緊の課題となっており、長時間労働の解消や処遇の改善が求められております。令和6年4月からは、働き方改革関連法（改正労働基準法）により、罰則付きの時間外労働の上限規制（月45時間／年360時間）が適用されました。

公共工事についても、発注者による建設業の働き方改革に資する取組が求められており、県においては、令和6年1月から発注者指定による週休2日工事を導入し、さらに令和7年度から発注者指定による「月単位の週休2日工事」を導入することとしております。

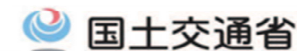
本市においては、令和6年度に週休2日促進モデル工事を3工事に試行していましたが、地域の建設業の働き方改革を促進する本市の社会的役割を果たすため、令和7年1月1日以後に入札公告する工事から「通期の週休2日工事」を本格導入し、さらに今月から「月単位の週休2日工事」を導入いたしました。

具体的には、令和7年2月10日に、あらかじめ、県に準じた補正係数により積算し、「月単位の週休2日工事」の実施を指定した8つの工事の発注（入札公告）を行いました。

建設事業者の皆様におかれましては、趣旨をご理解のうえ、週休2日工事に取り組んで頂きますよう、お願い申し上げます。

参考 建設業就業者の現状（国交省資料より引用）

建設業就業者の現状

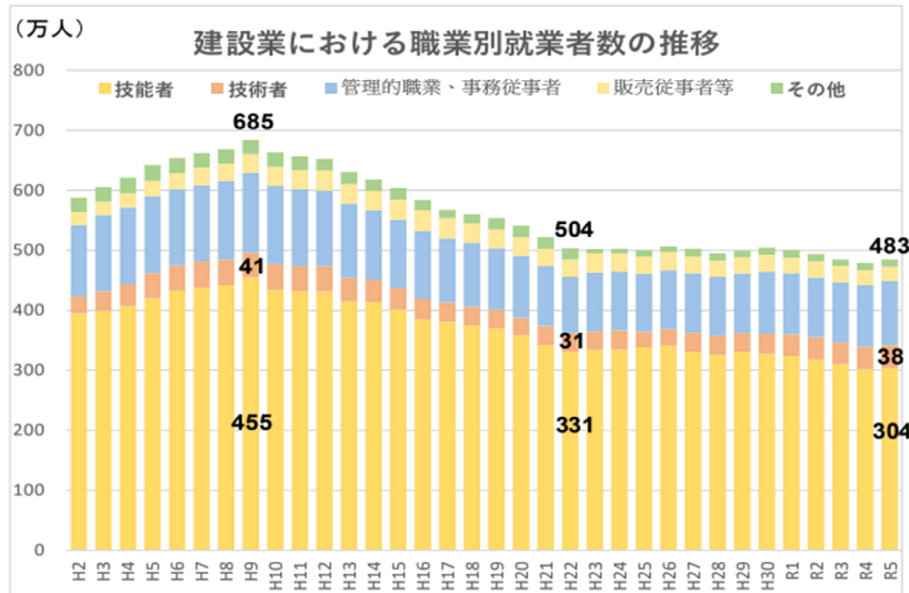


技能者等の推移

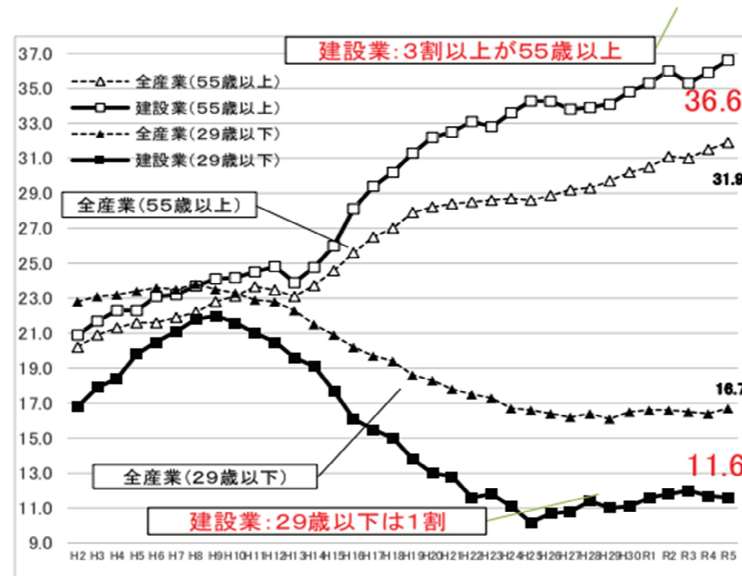
	＜就業者数ピーク＞	＜建設投資ボトム＞	＜最新＞
○建設業就業者	685万人(H9)	504万人(H22)	483万人(R5)
○技術者	41万人(H9)	31万人(H22)	38万人(R5)
○技能者	455万人(H9)	331万人(H22)	304万人(R5)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

2 週休2日とは 1/4

建設工事における「週休2日」とは、工事期間から夏季休暇等を除く対象期間に土日に限らず、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態を指します。

「週休2日工事」とは、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められた工事であり、達成条件に応じ、経費等の補正を行います。

現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいいます。

2 週休2日とは 2/4

現場休息

分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいいます。

4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（現場閉所率）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいいます。

2 週休2日とは 3/4

現場閉所率の計算

$$\text{現場閉所率(\%)} = \frac{\text{現場閉所日数}}{\text{対象期間内の日数}} \times 100$$

対象期間の日数

着手日（現場に継続して常駐した最初の日）から竣工日（施工期間内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日）までの日数 － 年末年始休暇7日間 － 夏季休暇4日間 － 工場製作のみを実施している期間 － 工事全体を一時中止している期間 － 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間※）

2 週休2日とは 4 / 4

※ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間の例
支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間、他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間、対象工事現場の学校行事

3 週休2日工事の定義 1 / 2

週休2日工事については、「月単位」と「通期」に区分します。

月単位の週休2日

「月単位の週休2日」とは、現場着工日から現場完了日までを対象期間とし、当該期間内の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（現場閉所率28.5%以上）とします。

通期の週休2日

「通期の週休2日」とは、現場着工日から現場完了日までの対象期間を通して、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（現場閉所率28.5%以上）とします。

3 週休2日工事の定義 2 / 2

週休2日工事は、世間一般的な「週休2日」と異なり、必ずしも、土曜日及び日曜日の現場閉所や週に2日間の現場閉所を求めるものではありません。

「月単位の週休2日工事」は、対象期間内の全ての月で現場閉所率が28.5%以上、「通期の週休2日工事」は、対象期間内で現場閉所率が28.5%になれば、それぞれ達成となります。

ただし、毎週少なくとも一日は休まなければなりません。休まない場合、法律違反のおそれがありますので、ご注意ください。

4 対象工事

令和7年2月10日以後に入札公告又は見積通知を行う本市発注工事については、原則全工事に月単位の週休2日工事を適用します。

なお、次のいずれかに該当する工事については、原則以外の取扱いとして、週休2日工事を適用しない場合があります。

- ・災害復旧工事など緊急を要する工事
- ・施工に必要な作業日数が7日未満の工事
- ・現場特性により施工時間や施工方法に特に制約のある工事
- ・設計図書の作成を省略する工事

5 農林土木工事の取り扱い | / |

本市が発注する週休2日工事のうち、農林土木工事については、県農林水産部の取り扱いに準じ、現時点で「月単位の週休2日工事」の導入は行わず、「通期の週休2日工事」による発注を継続します。

(補正係数については、表3、4の「通期」参照)

6 積算方法 1 / 5

対象工事の発注にあたっては、あらかじめ、労務費等に県に準じて設定した月単位の週休2日工事の補正係数（表1、2の「月単位」参照）を乗じて、工事費を積算します。

ただし、受注者が「月単位の週休2日」を達成できず、「通期の週休2日」のみの達成となった場合は、通期の補正係数（表1、2の「通期」参照）に変更し、通期の週休2日が未達成の場合は、補正分を減額変更します。（補正係数1.00）

6 積算方法 2 / 5

表1 土木工事積算における補正係数

区分	月単位	通期
	4週8休以上	4週8休以上
労務費	<u>1.04</u>	1.02
機械経費(賃料)	<u>1.02</u>	1.02
共通仮設費率	<u>1.03</u>	1.02
現場管理費率	<u>1.05</u>	1.03

6 積算方法 3 / 5

表2 建築関係工事積算における補正係数

区分	月単位	通期
	4週8休以上	4週8休以上
労務費	<u>1.04</u>	1.02

6 積算方法 4 / 5

表3 農業土木工事（農業農村整備事業）における補正係数

区分	通期
	4週8休以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.05

表4 農林土木工事（森林整備保全事業）における補正係数

区分	通期
	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

7 週休2日工事の取組みの流れ 1 / 2

- ① 当該期間内の全ての月において、4週8休以上の現場閉所日を確認した休日等取得計画表等(資料2参照)を作成し、施工計画書に添付して、監督員に提出してください。なお、農林土木工事においては、対象期間を通して、4週8休以上の現場閉所日を確認した休日等取得計画表等を作成し、施工計画書に添付して、監督員に提出してください。



- ② 工事現場に週休2日工事であることを記載した工事名標示板等(資料3参照)を設置してください。



- ③ 毎月、工事履行報告書に現場閉所率の実績を記入した休日等取得実績表等を添付し、監督員に提出してください。



7 週休2日工事の取組みの流れ 2 / 2



- ④ やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に監督員に報告してください。(メール等)

その後、毎月初めに提出する工事履行報告書(資料4参照)の記事欄等に計画していた現場閉所日及び振替現場閉所日、かつ、監督員へ報告した日を記載して提出してください。



- ⑤ 現場閉所実績を確認できる休日等取得実績表等を、工事打合せ簿に添付して、達成状況を工事打合せ簿(資料5参照)で報告してください。



- ⑥ 工事完成届提出後2週間以内に「週休2日工事に関するアンケート」(様式1)にご記入のうえ、監督員に提出をお願いします。

8 工事成績評定 1 / 2

週休2日工事の工事成績評定については、「月単位の週休2日」（対象期間内の全ての月において4週8休（現場閉所率28.5％）以上の現場閉所を行ったと認められる状態）を達成した場合に、加点評価します。具体的には、第Ⅰ評定「5創意工夫、Ⅰ 創意工夫」の「その他」で加点します。

工事成績評定の採点

区分	4週8休以上 （月単位に限る。）	4週8休未満 （週休2日未達成）
発注者指定	2点加点	減点

8 工事成績評定 2 / 2

減点に関する経過措置

県においては、週休2日工事において通期の4週8休以上の休日を確保できなかった場合の工事成績の取り扱いについて、令和8年3月31日までに起工する工事の減点措置を行わないこととしました。

本市においても、多くの受注者の皆様にとって、週休2日工事が初めての取組であることを考慮し、県に準じて、令和8年3月31日まで減点を行わないこととしました。

ご清聴ありがとうございました。

